

特定非営利活動法人レオーネ山スポーツクラブ 会員規約

平成 24 年 4 月 1 日施行

この会員規約(以下「本規約」)は、特定非営利活動法人レオーネ山スポーツクラブ(以下「レオーネ山口」)と、特定非営利活動法人レオーネ山スポーツクラブ定款第 3 章第 6 条に定める各種会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。特定非営利活動法人レオーネ山スポーツクラブ事務局(以下「事務局」)では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第 1 章 総 則

(会員規約の適用)

第 1 条

レオーネ山口は、会員との間に本規約を定め、これによりレオーネ山口の運営を行います。また、レオーネ山口が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

(会員規約の変更)

第 2 条

レオーネ山口は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、レオーネ山口の サイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

(用語の定義)

第 3 条

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- (1) 会員とは、レオーネ山口会員の総称です。
- (2) 書面とは、レオーネ山口が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第 2 章 入会申込等

(入会申込)

第 4 条

レオーネ山口への入会の申込をする方は、レオーネ山口が別に定める年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、事務局に提出することとします。

(入会申込の拒絶等)

第 5 条

レオーネ山口は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- (1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) その他、前各項に準ずる場合で、レオーネ山口が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期限)

第 6 条

会員資格有効期限は次の各項に定めます。

- (1) 会員資格有効期限は、レオーネ山口の事業年度(4 月 1 日～3 月 31 日)とします。以後退会の申し出がない場合 1 年ごとの自動更新とします。
- (2) 正会員の資格有効期限の起算日は、入会申込書が提出されて当法人が入会を承認した日とします。
- (3) 賛助会員・サポート会員の資格有効期限の起算日は、当法人が入会を承認し、年会費の払い込まれた日とします。

(会員の種類・入会金・年会費)

第 7 条

会員の種類、年会費、資格は、次の通りです。各種別とも 1 口以上加入することとします。

正会員

年会費 10,000 円 (1 口)

払込方法：毎年 3 月末日までに現金または振込にて払込頂きます。

資格：レオーネ山口の目的にご賛同いただける個人の方

※正会員をもって、特定非営利活動促進法上の社員とします。会費を複数口加入しても議決権は 1 票のみとします。

賛助会員

【個人】年会費 20,000 円（1 口）

【団体】年会費 30,000 円（1 口）

払込方法：入会時に現金または振込にて払込頂きます。

資格：レオーネ山口の趣旨にご賛同し協力していただける個人/団体の方

サポート会員

【個人】年会費 5,000 円（1 口）

【団体】年会費 10,000 円（1 口）

払込方法：入会時に現金または振込にて払込頂きます。

資格：レオーネ山口の趣旨にご賛同しサポートしていただける個人/団体の方

第 3 章 入会申込記載事項の変更等

（会員の氏名及び名称等の変更）

第 8 条

会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を事務局に通知する必要があります。

1) 前項の規定による変更通知の不在によって、レオーネ山口からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、レオーネ山口はその責を負わないものとします。

第 4 章 会員資格の喪失

（会員資格の喪失）

第 9 条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人の死亡、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を滞納し、且つその督促に応じなかったとき
- (4) 会員資格を解除されたとき

（退会）

第 10 条

退会しようとする場合は、退会届を事務局に届け出て退会することができます。

（会員資格の停止・解除）

第 11 条

レオーネ山口は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) レオーネ山口、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) レオーネ山口、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) レオーネ山口、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、レオーネ山口が会員として不適当と判断した場合

（抛出金品の不返還）

第 12 条

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

第 5 章 会員資格有効期限終了に伴う措置

（措置）

第 13 条

会員資格有効期限が過ぎ、レオーネ山口からの通知のあとも、レオーネ山口が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、レオーネ山口に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第6章 会員証の発行等

(会員証の発行)

第14条

当クラブは、会員に対し、会員証を発行いたしません。

第7章 商号及び商標等の利用

(商号及び商標等の利用)

第15条

レオーネ山口が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、レオーネ山口の事前の書面による承認を得る必要があります。

第8章 禁止行為

(禁止行為)

第16条

会員は無断でレオーネ山口の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはけません。

1) その他、レオーネ山口の目的を理解し、第11条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為等を行ってはけません。

第9章 情報管理

(個人情報の保護)

第17条

会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはけません。

1) レオーネ山口は、レオーネ山口が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、レオーネ山口が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第10章 知的財産

(知的財産の帰属)

第18条

レオーネ山口が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、レオーネ山口に帰属します。

(知的財産の保護)

第19条

レオーネ山口が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはけません。

第11章 損害賠償等

(損害賠償)

第20条

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によってレオーネ山口が損害を受けた場合、当該会員は、レオーネ山口が受けた損害をレオーネ山口に賠償することとします。

(免責)

第21条

レオーネ山口は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第16条第2項に定める場合およびレオーネ山口の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第12章 残存条項

(残存条項)

第22条

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第13条、第16条乃至第21条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第13章 その他

(準拠法)

第23条

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(裁判管轄)

第24条

レオーネ山口および会員は、レオーネ山口と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、山口地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(規定の追加)

第25条

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次クラブが定めるものとします。

附則

本規約は平成24年4月1日より実施します。